

令和 3(2021) 年度第 4 回伊丹市人権教育・啓発施策審議会議事録

【開催日時】 令和 3 年（2021 年）11 月 19 日（金）15 時 00 分～17 時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 本庁 3 階 議員総会室

【出席委員】 石元委員、曾我部委員、榎井委員、松本委員、三浦委員、武田委員、落合委員（7 名出席、順不同）

【欠席委員】 田中委員

【事務局】 浜田市民自治部参事兼共生推進室長、今西人権教育室主幹、谷人権啓発センター所長、同和・人権推進課職員

【署名委員】 落合委員、曾我部委員

【傍聴者】 7 名

【議事次第】

- 1 傍聴定員の決定
- 2 議題
 - （1）総論部分について
 - （2）個別の人権課題の今後の課題と方向性について
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

議題（１）総論部分について

会 長 : 議題（１）「総論部分について」で、前回までの意見を踏まえ、事務局で作成した案について検討する。今回で概ね確定していきたい。
資料 16 について事務局より説明を。

（資料 16 事務局説明）

会 長 : 資料 16 について、意見をいただきたい。

A 委員 : 1 ページ目の人権とはについて、人権というものを普遍的な理念というような方向に見るのは一つの視点であるが、人権は変容するし、同時に人権が変容すれば、理念との関係も変容する。人権の中身が変容していくということ、新しい人権が加わるということは、それまでの普遍的な理念が問い直されることになる。人権というものが変化するものだということと、歴史的に獲得されてきたものだということが、是非必要ではないか。人権が変容し、新しく作られ、そして獲得されるという点がないと、資料 17 の素案の個別の事例は一般的、普遍的なことしか書けない。

それと関連して、2 ページの人権教育・啓発の定義について、これはいづれも法律の定義を持ってきているが、人権啓発の定義については、人権尊重の理念というものは、先ほども言ったように人権の中身自体を変えるということも含まれる。普及だけではなく、見直しなどの点もここには加わってくる。既に存在している人権尊重の理念を普及させるということと、その人権尊重の理念を更新させていく、新たなものに生み変えていくというような行為も、人権啓発に入っていると私は考えるので、単に普及というのはいかがかと感じている。つまり、法律自体が基本的に既存の人権概念みたいなものを前提にして作られているが、法律が自分の法律を更に改善していく側面も当然法律の中には含まれるべきだと思っている。また、新たな人権尊重の理念を創り出すことも人権啓発の中に入っていて、我々はそれをやっているつもりである。定義に記載されている研修、情報提供、広報活動等は、それらの一部という程度のものであり、重要な理念をもう一回見直す形で言えば、それは現場の人たちの声や、推進会議の人たちからの声、また、そういった市役所を中心とした実践を、外から評価する市民オンブードなど、そういう存在も具体的にここに記載しないと、先ほどのような一元的な権利に対する見方しか書けなくなってしまう。それが結局、次の議題（２）個別の人権課題に関わる表現に非常に濃く反映されている。

会 長 : 今の時代、今の時点で人権とっているものが、今後その概念が広がっていき、変わっていく、そういった含みのあるものだということが分かるような文章にするべきという意見であるが、人権というより人権概念という方が正確ではないのか。人権概念が広がり、かつ進化していく。そういう意味合いでよろしいか。

A委員 : 人権というのは、人権概念に則った人権ルール。私の提案としては、例えば、「人権とは」の冒頭部分を、『人権とは、人間の尊厳に基づき、世界中の全ての人々が生まれながらに持っていると言われ、「人間が人間らしく生きる権利」であり、そして「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」として、歴史的に多くの人達の努力によって獲得されてきたものである。』と書くと、単なる普及ではなく、むしろそれを見直したり、新しい考え方をしていくこと、つまり、人権啓発の中には今までの啓発を批判したり、新たな啓発を提案することも含まれることだと言える。そうでないと、人権は既に決まっている普遍的なものだから、今まで我々が考えている人権以外のことを考える必要はないと思われてしまいがちだ。それを知っているのは人権意識の高い人というのが成り立ってきたと思う。

18世紀の市民革命の時に、世界人権宣言が出来た時に、歴史的に侵害されてきた人達が革命で血を流しながら、人権を獲得してきた。そのようなことを書かずに、実在的に持っているわけではないのに、生まれながらに持っていると言っただけ書くのはどうかと思う。

会 長 : 今の人権の定義を書き換えるとすると、2ページの人権教育・啓発の定義はこのままでいいのか。

A委員 : これは法律から引用している部分であるから悩ましい。しかし、定義に普及と書いてしまったがために、市が行う人権啓発は、普及しかできなくなっているのが現状に見える。その場合は、「研修、情報提供、広報活動等」のその他の中に、例えば、市民からの提案や、第三者機関オンブードによる評価・批判など、それらも人権啓発の一部である、ということを書いておく必要があると思う。あるいは、推進会議なども、現場で声を救い上げる人の存在として。

会 長 : 人権教育・啓発の定義は2つの段落からなっているが、新たな段落を設けて委員発言の内容のものを付け加えるイメージか。

A委員 : 法律の文はこれであるため、悩ましい問題である。法律とは違ったことをここに書くことになるが、追記してはいけないことではないと思う。

会 長 : 段落を変えれば、私は問題がないのではないかと思うが。

B委員 : A委員の提案のうち、1点目の1ページ目「人権とは」の部分の加筆は、それでいいと思う。その場合に、日本国憲法にそれに関連する条文があるので、1ページに参考ということで条文が記載されているため、今から紹介する条文も引用してしてはどうかと提案する。日本国憲法97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」という条文であり、関連するものと思う。

次に、2ページ目「人権教育・啓発の定義」について、A委員の意見自体は、そのとおりだと思う。しかし、この方針は、人権教育・人権啓発の推進に関する法律に基づいて、地方公共団体の責務として、人権教育・人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するというものを具体化すべく、策定されているものである。A委員の意見への対応は別途必要かと思うが、定義の部分に先ほどのようなことを入れると、この方針自体の守備範囲が広がってしまい、方針の性格がぼやけ、他の施策との関係で重複するというようなこともあり得ると考えられる。問題がないのであれば入れてもいいとは思いますが、そこは留意が必要だと思う。

会 長 : 人権教育・啓発の基本的視点で触れるという方法もあるのではないか。

A委員 : 可能だと思う。

会 長 : 後で整理することとする。それでは、次に、人権教育・啓発の基本的視点の部分について、何か意見はあるか。

C委員 : 内容としてはすごく素晴らしいと感じた。現方針も決して悪いということではなかったと思うが、内容がよりしっかりと実行されていれば、救われた人はいたはずだと思う。現方針よりは非常に細かい具体的なところ、市職員や教職員の教育にも結構踏み込んだ記載となっている。また、市民が学んで市民同士で支え合うなど、前回よりは具体的な内容があり、これがしっかりと実行できれば、今困難に直面している人が少しでも楽になると思う。これがしっかりと実行できるか、そこが一番重要だと思う。

会 長 : はい。先ほどのA委員からの意見で、市民からの声を反映する形で見直していくというようなことは、入れるとしたら基本的視点の方になるか。

A委員 : 基本的な視点は、理念があった上での話。その理念自体、人権啓発というものが、決してその普及だけをやっている訳でもない。もっと言えば、

人権教育と人権啓発を切り分けるのは、分析的にはよく分かるが、現実には我々がやっていることは、人権啓発でもあり、また社会教育でもある。この切り分けも、本当は現実にそぐわないと思う、法律があるからこう書かざるを得ないという部分が強いと思っており、単なる理念の普及とか理解を深めることは、既に人権尊重の理念が普遍のものとして確固としてあるというのが前提。しかし、人権の内容が変化すれば、尊重の理念自体が意味を変えてまた普及するだけでなく、なぜ変わるかを考えてほしい。それは自然に変わる訳ではなく、皆が血の出る努力をして変えていくわけである。例えば、同性の結婚を認めるか認めないか、それが権利かどうか、そういうことだ。

D委員 : 現行の基本方針の定義では、最初に憲法97条のことが来て、『人権は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法第97条）として、「国民の不断の努力」（第12条）によって初めて保持されるものであることから、人類共存の考え方への市民の理解を深めながら、市民と行政が一体となって、人権が尊重されるまちを実現するために、人権教育・啓発の果たす役割が極めて重要です。』と最初に書いてあって、その次に、この人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが記載されている。現方針と同様に、ここでそういったことを冒頭に記載しても全然おかしくないと感じるが、いかがか。

会 長 : 現行はそういう構成になっている。そうすると、人権教育・啓発の定義というのはこのままにすると、先ほどのA委員の意見は基本理念のところで触れるということになるか。

A委員 : 私の提案は、人権啓発の定義自体を変更し、法律より広げようという意見である。

会 長 : 法律による定義ではなくて、独自の定義をした方がいいという意見ということではどうか。法律に基づく定義では、A委員の解釈によると、市が取り組む人権教育・啓発の範囲が狭まってしまう制約を受ける懸念があるということではどうか。

A委員 : 議題（2）の個別の人権課題を見ると実際にそうなっているため、意見をしている。

E委員 : A委員の意見に賛成である。法律で定義してしまうと、そこからしか出発できない。例えば、命の定義が守られるべきだという時に、この世に生まれた時から人権はあると言うが、私の理解はお腹にいる時からである。それも人によって違うと思う。こういう定義付けは人それぞれ違うと思う

が、法律どおり記載することで、そういう縛りというものも考えられると感じた。

C委員 : この10年の間に、新しい人権課題が出てきていると思うので、今後の10年についても、常に新しい課題が出てくることは予想できると思う。人権侵害を受けている人ごとに違った課題があると思うので、その時その時の困った人に焦点を当てて、柔軟に対応できるようにしておいた方がいいと思う。

会 長 : 私からの提案だが、今ここで人権教育・啓発の定義のところの文章をどうするかを詰めていくと時間が足りない。とりあえず、このところはA委員と事務局と私とで詰めた案を作って、次回提示するというところでよろしいか。

A委員 : 今日の議論をしていく中で、ここはどう書くべきかが明らかになってくると思うので、今は最初からやらない方がいいと思う。

会 長 : では次の、人権教育・啓発の基本的視点はいかがか。

B委員 : 6ページの(6)自主性の尊重と中立性の確保の最終行の、「行政の中立性」について、先ほどの議論とも関わるが、同性婚の例が出ていたように、人権に関わる問題は、時に意見が対立するものが少なからずあり、行政の中立性の確保との関係で、自治体等が苦慮される局面がある。時々、集会や講演会を中止するなど、報道されるような案件が起きている。確かに行政の中立性は一般論として重要で、かつ法律にも書いてあるため、中立性を不要だと言うことはできないと思う。しかしながら、中立性という言葉は曖昧なので、ことなかれでやっていくと非常に拡大されてしまうというリスクがあり、必要な啓発などができないということにもなりかねない。人権に関する問題は、元々意見が分かれることが多いため、そういう恐れが特にあるということだ。どうするかは難しいところだが、やはり行政の中立性とはどういうものか、ある程度イメージを作っておくのは重要で、今の案では中立性と一言書いてあるだけなので、何かもう少し明確化できるようなものを示しておく方が、自治体の後々の現場的にもいいのではないかと思う。

会 長 : なにか言葉を補うということか。

B委員 : 事務局に確認するが、行政の中立性に関し、市で、ある種のガイドライン的なものは何かあるのか。例えば、民間の活動を後援すると思うが、近年この10年、後援名義を付与しないという出来事が増えているというこ

とも報じられたりしている。後援する際に、どういう基準で行うのか、何か内規などはあるのか。そこに中立性に関わる基準はあるのか。

事務局 : 人権の観点からの中立性に関するガイドラインは、人権部門で持っていないが、後援、共催については、主に公益性などを基準とする市の要綱はある。

B委員 : 人権に限らず、例えば憲法9条の改正など、中立性が問題になる事例はあるが、そういうものは特にないとのことでしょうか。

事務局 : 後援事業に関しては、支援、補助のような意味合いで、自治法上の公益性の考え方で主に判断基準をもってきている。

B委員 : 公益性と中立性は別々の概念である。要綱では、公益性の基準があり、中立性は特に具体的にはないということで理解したが、何らかの手立てを考えた方が良くと思う。

あと、(6)の項目は、冒頭から、中立性とは関係ない話が続いており、最後に一言「中立性」が出てきて唐突感がある。最終行に、「市民の自主性や行政の中立性の確保」と書いてあり、「市民が自由にイベントなどをする」のが自主性で、その時に党派的なものもあり得るので「中立性は大事」という意味かと思ったが、前の方では、「押し付けてはいけない」と意味で自主性が大事だと記載しているので、そうではないようだ。文章としての整理が絶対必要であると思う。

会 長 : 書きぶりについて案はあるか。

B委員 : 問題意識としては、行政の中立性の名のもとにそれが広く解釈され、人権教育・啓発活動の幅が狭くなってしまふ恐れがあるというのが懸念だが、一言書くのなら、中立性の確保は大事だが、今言った懸念もあるから留意する必要がある、というようなものも案の一つかと思う。

会 長 : 中立性は最後に出てくるだけなので、行政の中立性を削除するのはどうか。

B委員 : 中立性は書いてあろうがなかろうが要請されることなので、いいと云えばいいが、先ほど説明した懸念はそのまま残るので、問題解決にはならない。むしろここに書いて釘をさしておく方がいいと思う。

F委員 : 中立性の文書を加えて説明するなら、「自主性の尊重と中立性の確保」という項目名はこのままでいいが、もし中立性の部分を薄めたりするので

あれば、タイトルも併せて見直しが必要だと思う。

事務局 : B委員のご指摘の趣旨は、中立性を理由に啓発を行わないなどの懸念がないように、ここで唐突に出てくる中立性がどういったものであるかを、もう少し説明を加えた方がよいということによろしいか。

B委員 : 中立性が唐突に出てくる話は別で、追記をしても唐突感は解消されないと思う。唐突感は別途解決するか、このままでもいいのかもしれないが。そこは別の話として、中立性の確保に十分留意する必要があるが、他方で、中立性を意識するあまりに必要な啓発が出来ないというようなことがないよう、注意が必要であるといった内容を書く。実務的には、内部で指針やガイドライン、内規などを作るのがいいと思うが、それは先の話になる。

会 長 : 7ページから8ページの「人権教育・啓発の基本的な方策」については、いかがか。

A委員 : 7ページ(2)の「人権擁護につながる人権教育・啓発の推進」のところで、「人権教育・啓発を行うときには、併せて人権擁護に関する知識を市民が習得できるようにする」と書かれているが、行政も市民でもないか。上から目線で知識を市民に習得させるという書き方になっており、「行政と市民が習得できるように」でいいのではないか。そもそも擁護だけでなく、擁護・獲得だと私は思う。先ほどの問題と同じで、基本的に法律は人権教育・啓発は人権擁護を目的にしている。しかし、人権というものが狭く捉えられたら、人権擁護は、他のまだ認められていない人権を排除することになるので、擁護する行為と獲得する行為は両方必要だと思う。市民だけが獲得するのではなく、行政も新しい権利を獲得しないといけないと思う。

次に、3行目の、「多くの人には人権が脅かされた経験がない。」とあるが、むしろ我々のほとんどは、人生の中で人権が脅かされた経験が自覚しはなくとも、あると考えるのが自然だろう。例えば、女性は、女性に生まれたというだけで、人権を脅かされる経験があるのではないか。私自身も脅かされた経験がある。多くの人にはそれがないと断言するのはおかしいのでは。多くの人には市民の誰もが、それと自覚することはなくとも、人生の中で人権を脅かされる経験に出会っているはずであるとは書きすぎかもしれないが、出会っているものであるぐらい書いてもいいのではないか。それが事実である。

C委員 : A委員の意見の「多くの人には」の部分は、その通りだと思う。同時に無意識に加害者になっていることにも気付いていない。例えば、女性が家

事・育児の中心を担っているのが当たり前になっている。そういうのも突き詰めて考えたら女性の権利を侵害しているとなるだろうし、同時に男性は女性にそういうことを強要している、無意識的に加害者になっていると考えることもできるなど。むしろ、人生の中でずっと人権が守られた人がどれぐらいいるのかわからないが、人権侵害の程度にもよるが、非常に深刻な人権侵害を受けている人から、全く人権侵害を受けたことがない人まで、連続性の中にあると思うが、確かにその部分はおかしいと感じた。

F委員 : 7ページの(1)の最後にある、人権に関心のない人の部分に、「直接の加害者でも被害者でもない」という表現があるが、「加害者意識や被害者意識が低い」というような緩やかな表現にした方がよいかと感じた。

4ページ(2)当事者意識の醸成のところ、「意識せず自分も関わっているものである」というのが明確に書かれているので、先ほどのA委員と同様、限定した表現ではない方がいいのではと感じた。

次に、7ページ(1)の2つ目の丸の、人権意識の高い人の部分の3行目で、人権意識が高い人であっても、知らずと人権侵害を起こすことがあり得るという箇所に、何か新しい情報を取り入れなければ、などといった表現も入れたらよいのではと感じた。

E委員 : 「人権意識の高い人」の部分について、人権意識の高い人が人権侵害を起こすことがありえるものであるという、起こさないはずなのに起こすという言葉が少し違うと思う。人権意識の高い人のそもそもの定義付けが私は気になるが、例えば、このような会議に出ているから人権意識が高いなどと定義される訳ではなく、市民がこれを読んだ時に、自分人権意識が高い、高くないとか、関心のない人は意識が低い人だとかいうことにならないか。その人は人権問題などに取り組んでいる人かもしれないし、取り組んでいなくても常に人権を考えている人かもしれない。違和感を覚える。

A委員 : 先ほど私が言い出したことだが、そもそも人権意識が高いという表現は、この方針の中でも沢山出てくる。市民意識調査をして、その正しい人権意識のところに丸をつけている人というだけのこと。この方針を読んだら、人権意識が高いとか、人権意識を高めるという表現が山のように使われているので、そんなことで人権の意識の高さを図ろうとしても図れないと言いたかった。そういう意味では誤解を受けるかもしれない。

会 長 : すべての人がこの教育・啓発の声を届ける相手であり、そういう相手に当たる市民には大きく4つのタイプの人達がいるということだと思うが。

A委員 : 前回は、人権啓発は人権意識の低い人に向けてやると書いてあったか

ら、そうではないと意見した。

会 長 : 人権の啓発の声が届かない人がいる、そういう人達に届けないといけないというような文章だったと思う。「人権意識が高い人」というのは、ちょっと引っかかるか。

A委員 : やはり、立場のある人はもっと学ばないといけない。

E委員 : 私は常々、皆、自分の今いる所が5なら6に、0なら1にならないといけないという意識であり、人権活動にも関わっているが、それとも併せ、高いも低いもないと言いたい。

A委員 : 一番大事なところで、人権意識が高いとは、どういうことか。市民意識調査して高い人がどのぐらいいるのか分析されていること自体が私には意味不明である。

会 長 : 人権に関心のない人というのは、書き換えるとしたら、人権に関心を持つ人、関心のある人などとなるか。

A委員 : 関心がある人や人権活動に関わる人みたいな、その文章の冒頭のところをそのまま持っていてもいいのではないか。関心があると思っている人のこと、高い人ではなくて、高いとされている人ということだ、基本的に。

会 長 : とりあえずは、人権に関心のある人や人権活動に関わる人とし、また全体を通して検討したい。次に、9ページ10ページの「人権擁護に関する基本的な方策」について、いかがか。

F委員 : (2)の複合的な課題の部分の4行目、「人権擁護の視点からのコーディネートを図り」について、コーディネーターはどういう人材を想定しているか、不明確だと感じた。大きな話であるのに説明不足と感じる。今回、最後に、「また、相談員や相談に関わる職員が・・・」という段落が追加されているが、相談員も含めたコーディネーターの役割があるのなら教えてほしい。

事務局 : ここで書いているのは、各相談窓口や関連施策において人権擁護の視点を浸透させるということになっているので、相談を受けた内容によって複合的な課題がある場合は、それぞれの窓口、対応の内容によってコーディネートの主体は変わっていくと思っている。

F委員 : 相談を受けた窓口が主体になると言う理解でよいか。総合的な形を見た場合、複合課題であれば、どれを最初に解決しないといけないのか、優先順位があるのかと思ったが、そこがはっきり見えていないところもあるかと感じた。総合相談窓口というか、地域福祉の中でもそういう動きの中でコーディネーターを置きながら進めていく動きが活発になっているので、こういう表現になっているも何らかの考えがあるのかと思った。

A委員 : (1) 市民に身近な人権相談への部分だが、前回の議論でも、行政の相談窓口には行きにくいということがある。人権フェスティバルの講演をしてくれた無国籍の経験を持つ方が、行政には相談には行けなかったと言われた話や、前回も例に出した、一人親の人が児童扶養手当を窓口で申請した時に彼氏がいるのか、妊娠しているのかを聞かれたことを、市役所には相談に行けないなどの話がある。何が言いたいかと言うと、行政が行政の中だけで市民の相談を受けるのは限界があるので、第三者機関やNPOとの協働のもとに相談に対応する方向を打ち出した方が現実的ではないかということ。市民全て、市の相談窓口へと言うことだが、そこに行けない人たちのことも考えて方針を立てた方がいいのではないか。

会 長 : それを書くとなると、この審議会だけで決められるのかとなる。

A委員 : (3) の居場所づくりの部分と一緒に、相談に関しても、行政も行っているが民間団体が行っていることも利用しようという表現でいいと思う。

会 長 : 連携を図ることは可能だと思うので、そこは書き加えてもらう。NPO、民間団体等と連携を図るとか、できるだけ相談窓口に繋げるような方策を取っていく内容で。現に多くの市民意識調査でも、人権侵害を受けた人が黙って我慢しという人は多く、家族に相談するが公的な機関への相談窓口には行っていないという実態もある。そういった人たちが相談窓口につながるように、色々と民間団体と連携を取りながら進めていくというような書き方かと。

事務局 : 相談窓口については、人権啓発センターで行っている人権相談の例を上げると、行政窓口とNPOへの委託、法務局から委嘱を受けている人権擁護委員でやっているが、件数から判断しても、NPOへの相談件数が多いので、市民の方が行きやすいと思われる。会長が言われたような連携の書き方で検討する。

C委員 : ここに書いていることは実行できたら理想的だと思う。どこかに相談に行き、話をする。違う内容が出たら違う場所に行くというふうに色んなと

ころに行くと、結局問題が解決せず、最終的な責任者が分からなくなるのでは。ここで書いていることは、イメージ的には、困難を抱えた子育て世代があったとしたら、その家庭に対応した横のつながりのあるチームを作り、継続的にチームのリーダーや責任者がいて対応していくことかと思う。これが実際にできれば素晴らしいと思うが、実際行うにはハードルが高い印象を受けた。

B委員：先ほど議論になった人権教育・啓発の定義について、文科省で人権教育の指導方法等に関する調査研究会議というところがかつてあり、取りまとめしている中で人権教育の定義、内容について述べた部分があり、3つ要素がある。一つ目は知識。二つ目は価値観人権感覚。三つ目は行動。知識と価値観を踏まえて自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識・意欲・態度を向上させること、意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力、これも人権教育だと書いている。例えば、このような内容を人権教育の定義の所に補足的に書いていく方法もあるかと思う。今引用したのは人権教育についてだが、この方針でもそうだが、文科省と法務省の管轄の違いがあり、教育と啓発に分かれているが、人権教育について述べられたことは、内容としては啓発についても当然当てはまる部分であり、両者に関わる事であるので、今紹介したことを書いていくと、先ほどの問題意識に応えられるかと思うので提案する。

会長：色々な意見が出たので、事務局で総論部分を修正して次回審議会で更に検討する。

次に議題2に移る。前回に引き続き、個別の人権課題について検討する。議論のためのたたき台として資料17が事前配布されているので、これを元に議論を進めていきたい。以前に資料提出のあった伊丹市人権教育・啓発推進会議からの意見も踏まえながら、個別人権課題について、基本方針として、今後の課題と方向性を定めていきたい。それでは事務局から資料17の説明をお願いします。

(資料17 事務局説明)

会長：人権課題ごとに議論を進める。まずは女性の人権について、気付いた点など意見をお願いしたい。事務局の説明では、最終的には、別紙にあるように文章形式になるが、今回は、議論しやすいように、現状と課題、教育・啓発と擁護の方向性、この3つを資料17では表形式で表しているとのことだ。

A委員：議事進行に関しての意見だが、これを個別に議論する意味がどれだけあるのか伺いたい。最後のところの人権擁護に関する基本的な方策は、C委

員が言ったようにこれが出来たら素晴らしいが、実際行うには難しい。総論の中に基本方策があるので、女性についてもこの基本方策をどれだけここで実現できるかが一番重要。つまり、「教育・啓発・擁護の方向性」の部分は、そういうもので溢れるものになるはずだが、単なるカタログになっていて、これは必要だが、基本方策を具体化するようなものではない。この審議会の一つずつ知恵を出して今後の方向性を決めたとしても、現場の人たちが、これからどうやっていくのが一番だと考えることが一番大事ではないか。私たちは、そういう人たち、推進会議の方からは、非常に限定された報告しか受けていないから、その現場の人たちが、こういう基本方針を元に基本的な方策について、どういうことならできるのかを話し合っただけで決めればよいことだと思う。むしろ、現場の人が話し合っただけで今後の方向性を決めて、10年という長さでなくて、2～3年ごとにどんどん変えていけばいい。

逆に、こんなことを決めてしまうと、人権教育・啓発白書のように、全部これに則った報告がただ出るだけだ。前回の推進会議からの資料14の意見の中には、斬新的な、あるいは的を射た意見が出ているのに、ここに全く反映されていないことが不思議だ。先ほどの居場所づくりについても、ここではほとんど具体的に触れられていない。居場所づくりについては、審議会でも意見が出ており、推進会議の中でも相談がなかなか来ないと言うことで相談しやすい居場所を作らないといけないなど、審議会、推進会議ともに一致している問題で、基本的な方策の(3)に書いてあるのに、今回資料の方向性ではそのことについて書かれていない。

外国人に関する問題や同和問題などについても同じで、意見として出ている具体的な話は全部カットされ、伊丹市でなくてもそうだろうという、一般的な話になっている。現場の人たちの思いが伝わらない現状で、いくら議論しても無理だと思う。

会 長 : 要するに、資料16と資料17がリンクしていないということか。女性だけでなく、すべての人権課題について、この方向性が総論部分を反映するような形で書かれないといけないという意見か。

A委員 : 資料16と17を全く合致させようとしていない。順序としては、この審議会が総論を作ったので、これを推進会議に投げかけ、推進会議としてはこの基本的な方策が、まずやるべきことの射程内にあるということを確認してもらい、今度はそれに則って、今何が必要なのかを、推進会議に話し合ってもらおう。ただ、推進会議は部会がなく、各人権課題の担当者は1人か2人だったと思う。推進会議は会議になっていない。いわゆる諮問機関というか意見聴取の組織、彼らが提案できるようなシステムはあるのか。

事務局 : 推進会議は市民の声を聴く場になっていて、主に人権教育・啓発に係る施策についての意見と、人権センターの運営に関する意見をいただく場となっている。

A委員 : だからそれは会議ではない。会議でないものを会議と呼んで、あたかも会議をやっているように誤解を与えてはいけない。本当の会議は、例えば、女性のことで今後の基本的な方策を考えようとしたら、そのグループだけで5、6人いるような問題であり、さらに複合的な問題だと、連携を取らないといけないから、本当の意味での会議が必要だと思う。

会長 : A委員の意見は、総論部分を推進会議に投げて、教育・啓発・擁護の方向性に関する意見をいただいて、これを組み立て直すということか。

A委員 : 早くやるならそういう話になるが、じっくりやらないと無理だろう。各人権課題の委員が1人か2人であり、担当委員がいない課題もあるので、LGBTやホームレスも全く意見が上がってこなかった。そういう人たちがいるのであれば、その人たちも推進会議に入ってもらい、自分たちの問題を提起し、かつ、今後の方向性を考えてもらうことが推進会議で行うことであって、この審議会が行うことではない。

B委員 : A委員の言われたことはごもっともだと思う。先ほどから議論している基本的な視点や基本的な方策を、個別にどういうふうに落とし込んでいって進捗を管理し、モニター・体制作りをどうやっていくのかという話だと思う。

この審議会の初回か2回目にも似たようなことを申し上げたが、現方針では、非常に細かく詳しく具体的なことを書かれているので、10年間でいろんな状況も変わるのに、こういう10年も使うようなものの中で具体的に書いて意義があるのかと聞いた。先ほどの話は、それと同じ話かと思う。この場での役割が何か、もっと現場に近いところの方々の役割は何かというところの整理が重要だと思う。A委員が言われた「現場に投げて」というのは、こういう視点を審議会で示したので、それに照らしてやり方を見直してもらって、どこに課題があるか、今後どういう形でやっていくのがいいのかを戻してもらい、審議会の場で再度確するなり、意見を言うなりで方針を固め、年次だか2、3年だかは分からないが、10年ではなく、もっと短いスパンで、審議会か別の会議かは分からないが、進捗確認あるいは成果を確認していく体制づくりが大事である。むしろ、総論か啓発方針の中で役割分担や進捗管理などを書いていくというのがふさわしいのではないかと思う。資料17に書かれている現状と課題は、一覽的にどこかで整理しておくというのは大事だが、方向性は内容がざっくりしすぎている。行政の現場との関係で、現場に対する方向性も示せていないし、現

場に即しているかも分からないので、現場で実際に仕事を進めていただくに当たっては、基本的な視点をこちらで示した上で、現場の方で考えてもらう、あるいは、方針に照らして足りないところはチェックしてもらおうとか、そういう基本方針の使い方をしてもらい、この審議会か別のどこかの場で、チェック、確認、あるいは意見を言うような役割分担が望ましいと思う。

会 長 : 今後の予定を考えると、スケジュール自体を考え直さないといけないことになる指摘だが、他の委員はいかがか。

D委員 : 今の話を聞くと、審議会で議論しないといけないことは骨格の部分であって、むしろ教育・啓発や擁護の方向性については、私の解釈では、行政の担当者と現場のところで作りながら考えていくというふうにすべきという話かと思う。なので、ここまで言うのはおかしいかもしれないが、審議会が出来上がったものを出しても、市民がそれを見て、じゃあ一緒にやっっていこうという形にはならないと。先ほどの話にあったように、居場所を作るとか、行政の人がどうやって関わっていくのかなどが、まさに推進の方向性であって、形にするというよりもプロセスとしてやっていくことの方が大事なことでと私は解釈をした。もしそういう形に変えていくことができれば、それは大変良いことであって、時間がかかるのは当たり前だが、結論を出すのではなくプロセスとしてやっていくのがよいと私自身は解釈させてもらった。

会 長 : いったん行政の現場に投げて、そこで検討をしてもらい、それをいただいたものを取りまとめるというイメージか。それとも、この審議会では、現状と課題と総論部分は示して、現状と課題をきちんと述べて、実際の教育・啓発・擁護の方向性は、現場で詰めてもらうイメージか。

D委員 : もちろんそのポイントが具体的な、伊丹の課題のような形で出てくれば一番いいと思うが、完成形ができるというようなイメージを捨てた方がいいのではと思う。これは伊丹の人権教育・啓発推進に関する基本方針なので、どこでも出てきそうな課題が今までも出てきたが、そうでないものを目指すということになったときに、少しでも現場に寄り添ったものを、できる限り示せたらと思う。

E委員 : 資料14に現場から出てきた声があるが、それに対してどうするかという案を事務局は考える。しかし、それに対して誰がやるのかというのを、行政だけに押し付けるのは違うと思う。役割というものがある。自分が関わっている活動でも、現場の人や行政と連携して、出ている課題と一緒にどう取り組むかということから始めるのが現実的だと思った。

B委員 : 先ほどの繰り返しになるが、今から個別の女性なり障がい者なり、色々な分野の啓発をされているところにこの方針を示して、現場の具体的な課題とか方向性を取りまとめてフィードバックしてほしいというのは、時間的にも無理がある。それ以外の方法を考えるとすると、繰り返しになるが、今後このサイクルでやっていくということをここに書くのが大事。それに則って、以後、各実施主体の方々にそれをやっていただいて、事後的にどこかの場で進捗をチェックする。そこを確立する、明確にするのが、必要なことだと思う。資料 17 は、現状のところは、資料価値があると思うので、これはこれで使うというのは十分あると思う。方向性のところは現場に関わることなので、このままだと中途半端なことになるかと思うが、現状を一覧性をもって取りまとめるというのは一つの価値があると思うので、資料 17 に関しては、活かせるところは活かして使うということではないか。

会 長 : 課題の部分についてはどうか。

B委員 : 課題の部分については微妙だと思う。現状と方向性のいずれにもまたがっているところがあって扱いが難しい。少なくとも現状のところは活用できるかと思う。

会 長 : 教育・啓発・擁護の方向性に関しては、B委員のご指摘のとおり、今からこれを現場に投げて、それを返してもらうということだと非常に時間が取られるので、現場から上がってきた声や、実際の取組状況を踏まえて、方向性を、全国一般的な共通した方向性ではなく、伊丹独自の方向性が出るような形に、完全な完成品でなくて良いので項目だけでも取りまとめるということは可能か。

事務局 : 今までの課題認識に加えて、審議会の委員の皆様の経験、知識から、認識されておられる課題とか、今後こういう視点をもってこういう方向に進んでいくべきではないかというご意見をもらいたかったが、今のお話からすると、できれば方向性は具体的に沿った方がいいのではないかというご意見だったと思うが、会長の言われるように、大枠としての方向性はいただけたらありがたいと思う。

会 長 : 総論の所の人権教育・啓発の基本的な方策と人権擁護に関する基本的な方策を踏まえたもの、かつ、現場での取組を反映したものということでまとめ直すイメージを考えているが。

事務局 : 人権教育・啓発推進に関する基本方針の見直しということで、諮問範囲

もその範囲ということで、以前に推進会議の方から意見を出していただいたご意見は、具体の取組につながるものも多く、結果的に基本方針の大枠の中では具体的には明記されておらず、そういった取組については、今回新たに示唆していただく方針に基づきながら、どうやって今後徐々に取り組んでいくかということかと思っている。推進会議は今月の末ごろに、本日の議論を踏まえた内容で一度報告し、再度ご意見をいただくことになるので、次回の審議会に提示可能なものは、その場での意見を拾ってお伝えし、反映できるものがあれば反映したものとして提案することは可能かと思う。

A委員 : あくまでそこでは意見を聴取して拾ってくるだけで、現場の人たちが、自分たちでこういう風な施策を期待して、こういう方向の施策ならやりやすいということまで言ってもらわないと難しいのでは。現場でできることがあるのだから、その範囲で、推進会議でどんな具体的な案が出てくるかというのが大事で、個々の意見を聴取するのは無理だと思う。

事務局 : 現場という意味合いは市の担当職員でなく・・・。

A委員 : 担当職員プラス市に委託された委員の人たち。推進会議に委員を出している母体の方の組織など。そういう所の総意みたいなのが欲しい。それなしに個々の意見だけ出てきて、ここでそうしましょうというのは、具体的に持っていけない。抽象的なことしか我々は言えない。現場から出てくるのは具体的なことで、そういうことを全部外して、資料 17 は書いている。

事務局 : 担当所管課の取組の個別具体的な課題はもちろんあると思う。個別具体の課題については、関係計画などに則ってきちんとしている。今回の基本方針については各個別計画ではなく、市全体としての教育・啓発の方向性を決めていきたいと思っているので、個別の具体的な課題を挙げるというよりは、大きな枠の中での方向性を決めていきたい。今回資料 17 を作るにあたり、行政の現場の課題等はヒアリングをし、人権に係る部分を、今回の資料 17 で示した。

A委員 : 現場の人というのは、それぞれのこの各人権課題の、女性、子ども、高齢者、外国人など現場で問題を抱えている人たちのことで、何一つ現場の声が伝わってこない。元からずれているのではないか。そもそも推進会議がやろうとしてきたことは、それぞれの市の所轄の場で、自分らの所に関係あるところを教えてもらって、自分らがそれを自分の所轄でできる範囲内のことはちゃんとやろうという発想だろう。

B委員 : ここで議論するのは、この審議会の設置条例からすると、基本方針につ

いて検討するという事になっており、要するに基本方針とはどこまでを指すのかという問題が一つ。今のやりとりの中でその辺が、人によって委員によって、どこまでが基本、どこまで具体的なものが基本なのかという事があると思う。これは一つの答えがないので、ケースバイケースだと思うが、一般論として、現場、実際相談を受けたり現場に行ったりする方々の課題は個別具体的だと思うので、こういう場では時間的にも情報的にも扱いきれないので、ある程度方針を決めて、あとは現場で踏まえてやってくださいとならざるを得ない。資料 17 は、そこがある意味中途半端になっていて、ある程度具体的に書こうとしているが、これだと現場の動きを、言い方は悪いがコントロールするには粗い段階の形になっているような感じもする。それが A 委員の指摘であると理解した。

一つの案としては、前半に議論したように視点をきっちり示した上で、これをどう現場で活かすかというのは現場で考えてもらうことであり、ただ投げっぱなしだとわからないので、これを踏まえて、短期間の計画を出してほしいと言って出してもらおう。それを、審議会条例を見ると施策の評価もあるので、施策の評価のところで見るとというサイクルを確立するというのが基本方針で書くべきことである。同じことを繰り返して恐縮だが、基本方針でカバーすることはそういう事ではないか。現行の基本方針もそうだと思うが、ある程度、中ぐらいのところまで具体的な方針を書いて、あとは投げている。それとは別途、成果表を作って取りまとめているのではなかったか。

事務局 : 毎年、人権教育・啓発白書でまとめている。

B 委員 : 毎年白書にまとめて進捗確認するという事は、基本方針には記載がないのではないかと。記載があるのか。

事務局 : 基本方針の中に進捗に関する記載があり、それを具体化したものが白書となる。

B 委員 : それはそれでいいかもしれない。現行の基本方針にはかなり細かいことまで書いていて、その白書との関係はよくわからない。以前質問したと思うが、重複というか、すれ違いが基本方針と白書の中にあって、今ひとつ関係性が分かりにくい形になっていたと思う。今回は、基本方針は、視点なり何なりを示して、具体的な施策に関しては別途、よくお分かりのところを考えてもらい、それをこの場では事後的に確認するという、これは審議会設置条例でいうところの施策の評価だと思うが、そういう切り分けが一つあるのではないかと感じた。

会 長 : 議題 (2) の教育・啓発・擁護の方向性については、さまざまなご意見

をいただいた。それを踏まえて私と事務局で詰めて、次回の資料をどういうものを出せばいいのかを考えてみたいと思う。本日は時間の都合でここで終わるが、まだ意見があれば、12月3日を目途にメールで事務局に提出願う。本日の資料16、17は今月末に行われる人権教育・啓発推進会議に提出し、推進会議の再度のご意見を事務局でまとめる。それらを踏まえ、次回に、更に深めていきたい。これで閉会とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3(2021)年 月 日

署名委員

署名委員